

三浦市議会議員政治倫理審査会（対象：下田 剛議員、  
石崎遊太議員）第1回次第

令和8年4月21日（火）

1. 正副委員長の互選
2. 調査請求内容について
3. 調査請求の適否について

+第2号様式(第4条関係)

三浦市議会議員政治倫理調査請求書

2026年3月9日

三浦市議会議員  
神田眞弓様 御中

氏名 日高芳子  
電話番号

三浦市議会議員政治倫理条例第7条の規定に基づき、次のとおり  
関係書類を添えて調査を請求します。

1 調査事項

(1) 調査請求の対象となる市議会議員の氏名  
下田剛(三志会)

(2) 調査請求の対象となる事由の該当条項  
三浦市議会議員政治倫理条例第8条第6  
三浦市議会議員政治倫理条例第4条第(1)

(3) 調査請求の対象となる事由の内容

下田剛議員は3月4日の三浦市議会政治倫理審査会において、草間議員(三志会)への倫理審査請求を憶測に基づくものとして、草間議員からの聴取を不要とした。その行為は、同会派の草間議員を擁護するためであったとの疑惑が強く持たれる。三浦市議会政治倫理条例第8条6「審査会の委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。」に違反しており、尚且つ草間議員の発言は市長への脅迫でありそれを擁護隠蔽するのは刑法における共犯者と等しい。その行為は、三浦市議会議員政治倫理条例第4条第(1)「市民の代表として、その品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。」に反する。そのために調査請求いたします。

2 添付書類(違反を証する資料)

議会事務局保有の録音テープを参照のこと(不可であれば議事録を後日提出)

注 請求者が氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

会議の音声データは不存であるため、趣旨を請求者に確認  
したところ、不可であれば議事録を後日提出とのことであり、  
請求者同意の上、議事録を本書に添付して補正済みと扱う。



## 三浦市議会議員政治倫理審査会記録 (草間道治議員・第2回)

- 日 時 令和8年3月4日 午後2時29分～午後2時34分  
午後4時04分～午後4時11分
- 場 所 第一会議室
- 審査事項 調査請求の適否について
- 出席委員 委員長 長島満理子  
副委員長 下田 剛  
委 員 寺田一樹、森谷久一郎、石崎遊太、出口景介、小林直樹
- 出席議会事務局職員 福田正雄議会事務局長、長島ひろみ議会総務課長、  
高田美緒議事グループリーダー
- 

- 委員長 ただいまより三浦市議会議員政治倫理審査会を開きます。

本日は、お手元の次第のとおり、調査請求の適否についての審査を行います。

前回申し上げましたとおり、まず、適否に関する議論をするために聴取を行う必要があるか協議をしたいと思います。

皆さんからのご意見をお願いします。

- 委員 今回の三浦市議会議員政治倫理調査請求書を拝見させていただきました。(3)の調査請求の対象となる事由の内容ということで読ませていただきました。ただ、こちらの文章に関して、事実なのかそれとも憶測なのか、判断が不十分なものが織り交ぜられていることから、この適否に関しては、適当ではないと考えます。聴取の必要はないと考えております。

- 委員 憶測の域を出ない状態での請求に対して、その事実確認のための聴取をするというところは、制度の運用上、差し控えるべきだと思うので、聴取は必要ないと思います。

- 委員 文字起こしで、その議事録がありますけれど、「気をつけたほうがいいよ」「突き落とされ……」というところがあります。これ自体に非常にやはり問題があるというふうに思います。その後、気をつけたほうがいいよ、突き落とされ……と発言した草間議員が、はい。すいません。最後に、発言を撤回させてもらいます、大変申し訳ありませんでしたということをやっているの、問題発言があったということ自体は事実です。ただ、聴取不能というのがあるので、それをより正確にはっきりとさせることが必要であり、少なくとも草間議員からの聴取は必要だと思います。

- 委員 請求書の内容を確認させていただきましたが、草間議員の発言に対しての、どういう影響があるかというようなことについては、何々であると受け取れますとか、感じますとか、可能性も排除できませんとかという表現になっておりまして、推定の部分がかなりあるというふうに

受け止めました。発言の議事録もありまして、確かに問題発言といえますか、不適切な言い回しをしている部分はあると思いますけれども、最終的にその発言を撤回し、謝罪しております。これ以上のことはもうないのかなと思いますので、聴取は必要ないと考えます。

○委員　やはり自分の中でも、当時あの場にいた中で、記憶薄れの部分もあります。それが多分この聴取不能ってところが、どういったことをやったっていうのを自分が思い出せない部分なんです。その部分を一度確認したい。それが慎重な審査につながると思うので、草間議員のほうから聴取したほうがいいのかと思ってます。

○委員　私も調査請求の対象となる事由の内容を見させていただきましたが、憶測を……主観も入っているのかなというのは私のほうは思いました。それなので、聴取する必要はないと思います。

○委員長　各委員からご意見を頂きましたので、暫時休憩いたします。

---

○委員長　再開いたします。

先ほど皆様のご意見を頂きましたが、聴取を行うかについては意見の一致を見ることができませんでした。

したがって、採決により決定をしたいと思います。

○委員　ちょっと、先にいいですか。聴取するかどうかを多数決で決めるということですけど、なぜ多数決で決めるのか、理由を教えてくださいませんか。

○委員長　今、申し上げたとおり、皆さんの意見を頂きましたが、聴取を行うかについては意見の一致を見ることができなかつたというところにより、採決により決定をしたいと思います。よろしいでしょうか。

では、改めて各委員のご意見をお願いいたします。

○委員　協議を重ねてまいりましたが、先ほどお話ししたとおり、この倫理調査請求書の（３）調査請求の対象となる事由の内容におきまして、不透明な部分が散見されるというところがありました。こちらの件を吟味させていただきましたが、今回、政治倫理審査会として受けることで、今後の政治倫理審査会の運用に多大な影響が出てくると判断いたしました。よって、聴取するかどうかでは、こちらの件は聴取しないこととします。ただ、この請求が上がったということ自体が、我々議員一人一人の政治に対する向き合い方に改めて意識づけとしての影響を与えるということでは、我々議員一同が改めて意識しなければいけないことだとは感じます。改めて言い直しますが、こちらの件に関しては聴取は必要ないと判断させていただきました。

○委員　先ほどの繰り返しになりますけれども、請求内容に憶測が散見するものであっても、今後、同様の請求があった場合に全ての事実確認の聴取を行わなければならないと、そんな運用につながりかねないと思いますので、適否判断のための聴取というところは不要だと思います。

○委員　適否を判断する上で、聴取不能というところがあるので、それを確認しはつきりさせた

いいと思います。それで丁寧に審査をしたほうが、適否の判断をしたほうがいいと思います。なので、聴取をして判断したいと考えます。それと、聴取したいという意見があるので、聴取すべきかどうかというのを多数決で決めることに反対です。

○委員 私も先ほど申し上げましたとおりなんですけど、請求の対象となる事由の内容に憶測的な内容が散見されるということがございます。添付書類の文字起こししている部分で、草間議員の発言で問題になるかなと思われる部分はございますが、最終的に謝罪及び撤回をしておりますので、これ以上の内容の聴取については必要ないのではないかと思います。

○委員 この審査会の冒頭、委員長のほうから慎重な審査をお願いしますということをお願いされて我々審査会が始まっているところなんですけれども、請求者から出された資料の中で、聴取不能の部分がありました。これについて草間議員から確認した上で判断をするため、私は聴取、必要だと思っております。また、聴取が必要だと訴えている人がいる以上、聴取するのが丁寧な審査になるのではないかというふうにも思っております。

○委員 この倫理調査請求書を、全体を拝見させていただきましたが、聴取不能というところですが、それも踏まえまして、聴取する必要がないということで聴取を行うということに反対させていただきます。

○委員長 では、採決は、聴取を行うことについての賛否を採ることにいたします。

なお、挙手採決により行いますが、挙手をしない方は反対するものと見なしますので、ご了承願います。

それでは、お諮りいたします。調査請求の適否の決定のため、事前の聴取を行うことに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手少数であります。したがって、聴取は行わないものと決しました。

それでは、本日の協議は以上で終了いたします。

次回の開催は、3月17日午後1時30分からといたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上で三浦市議会議員政治倫理審査会を散会いたします。ご苦労さまでした。

+第2号様式(第4条関係)

三浦市議会議員政治倫理調査請求書

2026年3月9日

三浦市議会議長  
神田眞弓様 御中

氏名 日高芳子  
電話番号

三浦市議会議員政治倫理条例第7条の規定に基づき、次のとおり  
関係書類を添えて調査を請求します。

1. 調査事項

(1) 調査請求の対象となる市議会議員の氏名  
石崎遊太(三志会)

(2) 調査請求の対象となる事由の該当条項  
三浦市議会議員政治倫理条例第8条第6  
三浦市議会議員政治倫理条例第4条第(1)

(3) 調査請求の対象となる事由の内容

石崎遊太議員は3月4日の三浦市議会政治倫理審査会において、草間議員(三志会)への倫理審査請求を憶測に基づくものとして、草間議員からの聴取を不要とした。その行為は、同会派の草間議員を擁護するためであったとの疑惑が強く持たれる。三浦市議会政治倫理条例第8条6「審査会の委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。」に違反しており、尚且つ草間議員の発言は市長への脅迫でありそれを擁護隠蔽するのは刑法における共犯者と等しい。その行為は、三浦市議会議員政治倫理条例第4条第(1)「市民の代表として、その品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。」に反する。そのために調査請求いたします。

2 添付書類(違反を証する資料)

議会事務局保有の録音テープを参照のこと(不可であれば議事録を後日提出)

注 請求者が氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

会議の音声データは不存在であるため、趣旨を請求者に確認したところ、不可であれば議事録を後日提出とのことであったので、請求者同意の上、議事録を本書に添付して補正済みと扱う。



# 三浦市議会議員政治倫理審査会記録 (草間道治議員・第2回)

- 日 時 令和8年3月4日 午後2時29分～午後2時34分  
午後4時04分～午後4時11分
- 場 所 第一会議室
- 審査事項 調査請求の適否について
- 出席委員 委員長 長島満理子  
副委員長 下田 剛  
委員 寺田一樹、森谷久一郎、石崎遊太、出口景介、小林直樹
- 出席議会事務局職員 福田正雄議会事務局長、長島ひろみ議会総務課長、  
高田美緒議事グループリーダー

---

○委員長 ただいまより三浦市議会議員政治倫理審査会を開きます。

本日は、お手元の次第のとおり、調査請求の適否についての審査を行います。

前回申し上げましたとおり、まず、適否に関する議論をするために聴取を行う必要があるか協議をしたいと思います。

皆さんからのご意見をお願いします。

○委員 今回の三浦市議会議員政治倫理調査請求書を拝見させていただきました。(3)の調査請求の対象となる事由の内容ということで読ませていただきました。ただ、こちらの文章に関して、事実なのかそれとも憶測なのか、判断が不十分なものが織り交ぜられていることから、この適否に関しては、適当ではないと考えます。聴取の必要はないと考えております。

○委員 憶測の域を出ない状態での請求に対して、その事実確認のための聴取をするというところは、制度の運用上、差し控えるべきだと思うので、聴取は必要ないと思います。

○委員 文字起こしで、その議事録がありますけれど、「気をつけたほうがいいよ」「突き落とされ……」というところがあります。これ自体に非常にやはり問題があるというふうに思います。その後、気をつけたほうがいいよ、突き落とされ……と発言した草間議員が、はい。すいません。最後に、発言を撤回させていただきます、大変申し訳ありませんでしたということをやられているので、問題発言があったということ自体は事実です。ただ、聴取不能というのがあるので、それをより正確にはっきりとさせることが必要であり、少なくとも草間議員からの聴取は必要だと思います。

○委員 請求書の内容を確認させていただきましたが、草間議員の発言に対しての、どういう影響があるかというようなことについては、何々であると受け取れますとか、感じますとか、可能性も排除できませんとかという表現になっておりまして、推定の部分がかなりあるというふうに

受け止めました。発言の議事録もありまして、確かに問題発言といえますか、不適切な言い回しをしている部分はあると思いますけれども、最終的にその発言を撤回し、謝罪しております。これ以上のことはもうないのかなと思いますので、聴取は必要ないと考えます。

○委員　やはり自分の中でも、当時あの場にいた中で、記憶薄れの部分もあります。それが多分この聴取不能ってところが、どういったことをやったっていうのを自分が思い出せない部分なんです。そこの部分を一度確認したい。それが慎重な審査につながると思うので、草間議員のほうから聴取したほうがいいのかと思ってます。

○委員　私も調査請求の対象となる事由の内容を見させていただきましたが、憶測を……主観も入っているのかなというのは私のほうは思いました。それなので、聴取する必要はないと思います。

○委員長　各委員からご意見を頂きましたので、暫時休憩いたします。

---

○委員長　再開いたします。

先ほど皆様のご意見を頂きましたが、聴取を行うかについては意見の一致を見ることができませんでした。

したがって、採決により決定をしたいと思います。

○委員　ちょっと、先にいいですか。聴取するかどうかを多数決で決めるということですけど、なぜ多数決で決めるのか、理由を教えてください。

○委員長　今、申し上げたとおり、皆さんの意見を頂きましたが、聴取を行うかについては意見の一致を見ることができなかつたということにより、採決により決定をしたいと思います。よろしいでしょうか。

では、改めて各委員のご意見をお願いいたします。

○委員　協議を重ねてまいりましたが、先ほどお話ししたとおり、この倫理調査請求書の（３）調査請求の対象となる事由の内容におきまして、不透明な部分が散見されるというところがありました。こちらの件を吟味させていただきましたが、今回、政治倫理審査会として受けることで、今後の政治倫理審査会の運用に多大な影響が出てくると判断いたしました。よって、聴取するかどうかでは、こちらの件は聴取しないこととします。ただ、この請求が上がったということ自体が、我々議員一人一人の政治に対する向き合い方に改めて意識づけとしての影響を与えるということでは、我々議員一同が改めて意識しなければいけないことだとは感じます。改めて言い直しますが、こちらの件に関しては聴取は必要ないと判断させていただきました。

○委員　先ほどの繰り返しになりますけれども、請求内容に憶測が散見するものであっても、今後、同様の請求があつた場合に全ての事実確認の聴取を行わなければならないと、そんな運用につながりかねないと思いますので、適否判断のための聴取というところは不要だと思います。

○委員　適否を判断する上で、聴取不能というところがあるので、それを確認しはつきりさせた

と思います。それで丁寧に審査をしたほうが、適否の判断をしたほうが良いと思います。なので、聴取をして判断したいと考えます。それと、聴取したいという意見があるので、聴取すべきかどうかというのを多数決で決めることに反対です。

○委員 私も先ほど申し上げましたとおりなんですけど、請求の対象となる事由の内容に憶測的な内容が散見されるということがございます。添付書類の文字起こししている部分で、草間議員の発言で問題になるかなと思われる部分はございますが、最終的に謝罪及び撤回をしておりますので、これ以上の内容の聴取については必要ないのではないかと思います。

○委員 この審査会の冒頭、委員長のほうから慎重な審査をお願いしますということをお願いされて我々審査会が始まっているところなんですけれども、請求者から出された資料の中で、聴取不能の部分がありました。これについて草間議員から確認した上で判断をするため、私は聴取、必要だと思っております。また、聴取が必要だと訴えている人がいる以上、聴取するのが丁寧な審査になるのではないかというふうにも思っております。

○委員 この倫理調査請求書を、全体を拝見させていただきましたが、聴取不能というところですが、それも踏まえまして、聴取する必要がないということで聴取を行うということに反対させていただきます。

○委員長 では、採決は、聴取を行うことについての賛否を採ることにいたします。

なお、挙手採決により行いますが、挙手をしない方は反対するものと見なしますので、ご了承願います。

それでは、お諮りいたします。調査請求の適否の決定のため、事前の聴取を行うことに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手少数であります。したがって、聴取は行わないものと決しました。

それでは、本日の協議は以上で終了いたします。

次回の開催は、3月17日午後1時30分からといたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上で三浦市議会議員政治倫理審査会を散会いたします。ご苦労さまでした。

三浦市議会議長神田真弓様

2026年3月9日提出の石崎遊太議員への三浦市議会議員政治倫理調査請求書の追加資料

令和8年2月18日の代表者会議において石崎遊太議員が、草間議員の市長への脅迫ととれる発言を公にした公益通報者を、漏洩とし、議員一人一人に確認をせまり、尚且つ今後の代表者会議の内容を非公開にしようと提案した発言の議事録およびテープ起こし資料を、草間議員の発言を幫助し、今後の中継も傍聴も許可されない会議での問題発言の隠蔽を図ろうとしている証拠として提出いたしますのでご査証ください。

2026年3月30日

日高 芳子



## 各派代表者会議記録

- 日 時 令和8年2月18日 午前11時37分～午後12時00分
- 場 所 正副議長室
- 案 件 (1) 政治倫理審査会の設置について  
(2) 市議会に対する目安箱への投稿について  
(3) その他(任意の協議体や委員打合せにおける協議について)
- 出席議員 神田眞弓議長 石崎遊太副議長  
長島満理子議員(自由民主党代表) 草間道治議員(三志会代表)  
小林直樹議員(日本共産党団長) 森谷久一郎議員(公明党団長)  
溝川幸二議員(三志会副代表) 寺田一樹議員(オブザーバー)
- 出席議会事務局職員 福田正雄議会事務局長 長島ひろみ議会総務課長  
高田美緒議事グループリーダー 川口智代美書記

---

○神田議長より開会の挨拶を述べる。

〈協議事項〉

○政治倫理審査会の設置について

- ・調査の対象議員である草間議員に退席を求め、三志会からは溝川副代表が出席の下、協議を行い、次のとおり確認した。

審査会委員の構成……自由民主党2人(出口景介議員、長島満理子議員)、三志会2人(下田剛議員、石崎遊太議員)、日本共産党1人(小林直樹議員)、公明党(森谷久一郎議員)、無所属(寺田一樹議員)

委員長 長島満理子議員、副委員長 下田 剛議員 ※選出は審査会の中で行う

第1回審査会は、2月26日午後1時30分開会

---

〈報告事項〉

○市議会に対する目安箱への投稿について

- ・三浦市ホームページに設けられている目安箱に市議会に関する投稿があった。
- ・目安箱は三浦市長宛ての投稿を受けるものだが、本件は議長宛ての投稿であったため、取り扱うことができない旨を投稿者に伝えたと、市の担当課から連絡を受けている。

---

〈その他〉

○任意の協議体や委員打合せにおける協議について

- ・石崎副議長より以下の発言があり、これに対し、出席者からそれぞれ意見が述べられた。
  - ・各派代表者会議や常任委員打合せにおける協議内容が市民に伝わっている状況がある。
  - ・各派代表者会議は、議事録は情報公開請求の対象であるが、水面下での調整を行う機能を有する協議体であり、公開の場では開催をしていない。
  - ・ルールがないから何でも伝えてよいということだと、議会だけではなく市側にもマイナスとなる。秘密会にするなど対応を考えなければならないと思う。
  - ・今回の政治倫理調査請求に関わる各派代表者会議の内容を市民に伝えた事実があるのかを、議員皆さんに確認したい。

〈主な意見等〉

- 小林議員（日本共産党） 各派代表者会議は、非公開だが秘密会ではない。誰が話したという議論が生まれるのなら公開にすればよい。この件ではなくとも、各派代表者会議の内容が伝わっていることもある。
  - 長島議員（自由民主党） 内部調整の場は重視されてよいと思う。公開の対象とはしなくてよい。
  - 草間議員（三志会） 党派制を採っている議会としては、各派代表者会議の場でいろいろな議論をしてきている。公開することの懸念があるので、公開はしないほうがよいと思う。誰が話したかを追及することはないと思うが、それぞれの議員が配慮すべきだと思う。
  - 森谷議員（公明党） 自民党、三志会と同様の意見である。
  - 石崎副議長 誰が話したかを追及したいわけではないが、発言がしにくくなる、場の委縮につながり得るということは考えなければいけないのではないかと思った。
  - 議会総務課長（補足説明） 過去、議会基本条例の制定に向けて協議をする中で、会議の公開についての協議を行った。様々な意見が出されたが、その結果として現状は公開ではない会議として取り扱っている。
  - 神田議長 議員しか知らない内部の話を外部的の人が知ることについては、紳士協定のような部分はあると思うが、各議員が責任を持つようお願いしたい。
-

○石崎遊太副議長 すいません、お時間ありがとうございます。ちょっと1つ問題提起というか確認をさせていただきたいことがございます。今回の政治倫理審査会にも関わる内容なんですけども、今後の議会運営全般に関わる内容だと思うので、ちょっと確認したいんですけども。そもそも、今回、政倫審の申し出、申請があった中で、要は、この代表者会議ですね、各派代表者会議の内容が、一応非公開でやって、非公開というか公開の場でやっていない、でも一応議事録、請求の対象ではあるってところの情報公開の対象であるっていう、たてつけなんですけどもやっぱり市側と議会、あとは議会内で水面下の調整を行うっていう機能もある任意の会議体だということだと思うんですけども。明らかにその情報が外部に漏れているというふうなところについてです。1個確認したいのはね、今回の陳情、情報公開ができたというところ中で、今回の該当する代表者会議の内容を、議員一人一人の皆さんが、市民に漏らした、漏らしたというか、市民に伝えた事実があるのかというところを一人一人に確認をしたいというところと、重ねてなんですけどちょっと僕のこれ個人的な話なんですけどね。前回の議会の中で陳情について、常任委員会です。常任委員会の陳情について、僕、都市民生の委員会の中で発言した内容というか、そこでいろんな協議をしている内容が、やはりこれも市民に伝わっていて、市民から僕は直接苦情を受けたんです。その内容について。その水面下で話している内容について、こんなことを話したということも事実ベースで、聞かれて言われて、ふざけるなって話を言われたんです。これって、この代表者会議だけじゃなくて、非公開のこの会議の意見を、むやみやたらに漏らしている、市民の方に伝達してるとしか考えられないというところ中で、これからね、それって会議体の運営としていろいろ考えていかなきゃいけないかってところを問題提起したいと思うんです。ただその前に今回の代表者もそうですけどそういった事実があるかどうかってところは、議員の皆さん確認いただきたいですし、これから、もしそれがね、確かに任意のルールのない合議体なんですけど、それはルールないからいいんだって話なのであれば、それをじゃあ秘密会にするとかね、対応を考えなきゃいけないと思うんですよ。これって議会としてマイナスだけじゃなく市側としても、いろんなこの調整があるところの中で、だからルールがないから何でも発言、何でもそんなの伝えていいんだって話は、暴論だと思うんで、その個人的な問題意識の中で、今回この各派代表者会議の内容を話したという事実があるのかないかはちょっと今後の審査にも関わると思うので、確認させていただきたい。そういうふうに思います。

○神田眞弓議長 はい。今、副議長から提案がありましたけれども、いかがでしょうか。

○小林直樹議員 代表者会議というのは、非公開っていう形になってるけど、秘密会ではないんだよね。そうするとその内容について話しちゃいけないっていうふうには決まってるんですか。

○石崎遊太副議長 ルールはない。ただそれを全部明らかにしていいよっていうことになると、そもそもたてつけが変わりますよねというところを……

○小林直樹議員 そしたら、代表者会議を公開したら。……そこで揉めるんなら。

○石崎遊太副議長 揉めるか。秘密会にするって手もあるんですけど。

○小林直樹議員 どっちかにして。

○石崎遊太副議長 ううん……

○小林直樹議員 なんか、なんか、何ちゅうのか、言ってもいいのか言わないのか、いけないのか。いや、言っても、公開なのか非公開なのか、秘密会なのかっていうなら、そこはどっちかにしちゃったほうがいいと思う。

○石崎遊太副議長 うん。いやそれはだから今後の議論であっていいと思う。あると思うし、実際、議会報告会の中でも、全部公開にしてくれって話はあったじゃないですか。

○小林直樹議員 だから全部公開のほうがいいと思う。

○石崎遊太副議長 全部他の方がいい……だからそれが行政運営とね、この議会運営として、当然、全部オープンできたらいいって話ですけど……

○小林直樹議員 代表者会議って、どこの議会でもやられてるもんじゃなくて、えっと、全部公開でやっているとところが多いんですよ。私の記憶だとね。

○草間道治議員 議会内のことをどうするかってことだから。やっぱりそういう代表者会議、今代表者会議でも、議運かどっかに諮って、いろいろ検討をしたほうがいいんじゃないかと。

○長島ひろみ議会総務課長 補足をさせていただきます。補足で、過去の話になります。議会基本条例の制定に向けての協議をする特別委員会、議会基本条例策定等特別委員会ございましたけれども、この中で会議の公開についての協議がされております。この中で、任意の会議、幾つかありますけれどもその取り扱いについて協議がされておりますけれども。この中で各派代表者会議の取り扱いをどうするか

公開条例に基づき  
したものです。

というところで、意見様々あったんですけども。内部調整の場であるので公開はいかがなものか。あと、原則公開で、公開しないほうがよいものは非公開とすればいいのかといったものはあったんですけども。最終的な結論としては公開の対象とはしないということで、会議規則の第160条の中で協議または調整を行う場として掲載をして、位置づけるのは全員協議会のみと現在なっております。従いまして全員協議会、規程を作って原則公開でやっているんですけども、そのほか代表者会議とか、あとそれから議会だより編集委員会とか任意の会議ございますけれども、そこについては現状においては、公開ではない会議として取り扱いをしてございます。

○神田眞弓議長 はい。そういうことが出ましたけれども、今のお話でいかがでしょうか。

○長島満理子議員 私も内部調整の場は重視されてもいいと思います。なので、公開の対象とはしないでもいいと思います。

○草間道治議員 やっぱり会派制をとってる議会としては、この代表者会議でいろいろな議論をこれまでもしてきて、あるんで、公開するっていう懸念もあるんで、公開しない方がいいのかなとは、私も思います。

○神田眞弓議長 共産党さんどうぞ。

○小林直樹議員 さっき言ったように一番、公開の方がいいかなって、ほら結局、なんていうの、今ね、副議長が言われるように、誰がしゃべったんだなんていう議論が生まれるんならば、最初から公開にしたほうがいいんじゃないの。そこで、何か、しゃべった人をね、追求するっていうことならば、公開にしといた方がいいんじゃない。

○神田眞弓議長 はい。公明党さん。

○森谷久一郎議員 自民党さん三志会さんと同じです。

○小林直樹議員 結構、結構代表者会議の内容が、なんていうのかな、この件じゃなくもね、こう、伝わってたりなんていうのもあったりはするんでね。ならば公開の方がすっきりするかなっていう気はする。

○草間道治議員 誰がしゃべったとか、そういう追及の場じゃないんだよね。

○石崎遊太副議長 それがやりたいわけじゃないんです。

○草間道治議員 それを追求することはないと思うけども。まあ、それぞれの議員が、まあ、そこら辺に配慮するべきだと思うんですけど。今まで通りでいいのかなと。じゃないと、いろいろな何か、踏み込んだ意見をできるのかなとってるんだよね。公開すると。

○石崎遊太副議長 僕も懸念として、だからその、まあ、なんなんていう、その下話でいうか、その、なんだろうな、公開じゃない場だから、本当、そう、まさに踏み込んで、自分はこう思うってことを主張することはできると思うんですよ。それはだから。だからそういうことができなくなるってか、お互いの信頼関係でね、それは今まで成り立ってたものだと思うんですけど、それを含めて誰々がこう言ってたああ言ってたとか、仮に例えば、例えば、伝えるだけだったらいいんですけど、じゃあ、その政治活動のビラに書かれるとかね、そういうことがあるんだったら、本当に発言が楽にできなくなっちゃう。そういうことはないだろうっていう多分信頼関係のもとで成り立ってたものだと思うんですけども、そういう、だから現場の萎縮に繋がりが得るっていうところは考えなきゃいいんじゃないかなと思うんですけど。すいません。

○小林直樹議員 なんか、公開だから、言論の萎縮っていうことじゃなくて、やっぱり公開で自分の発言に責任を持つっていうことが基本だと思うけど。

○石崎遊太副議長 だから公開にするしないの話じゃなくて今までの、今後の議論となっていくと思うんですけど、今までの、そういう状態の中で進んでたってところが、僕が何か言うのもちょっと変な話なんですけど一期目なんで、そういうところって、だから仮にそれでも公開すべきじゃないってこれから議論の中でね、やっぱりそういう話になってくるのかなと思うんですけど。そこをちゃんと確認する場は必要なんじゃないかと思いました。